

第二次 清瀬市環境基本計画実行計画

(令和元年度～令和3年度)

清瀬市

令和元年6月

目次

第1章 実行計画の基本的事項

1 計画の位置づけ	1
2 計画の期間	1
3 計画の進行管理	1

第2章 実行計画

1 施策体系	2
2 施策の展開	
I 低炭素で環境にやさしいまちを実現する（低炭素）	3
(1) 地球温暖化・エネルギー対策	
(2) スマートシティ（低炭素なまちづくり）の推進	
II 持続可能な循環型のまちを実現する（循環）	5
(3) 廃棄物の発生抑制と減量化	
(4) リサイクルの推進	
(5) 廃棄物適正処理対策	
III 人とみどりが共に育つまちを実現する（共生）	7
(6) 自然環境の保全・活用	
(7) 生物多様性の保全	
(8) 土地の効果的利用	
IV 安全・安心で快適なまちを実現する（安全・安心）	16
(9) 公害防止対策	
(10) 化学物質による汚染防止対策	
(11) 雨水等の対策	
(12) 美しいまちの創造	
(13) 道路・交通対策	
(14) 防災環境の整備	
V 環境に配慮した人と人との輪を実現する（協働）	22
(15) 環境教育・環境学習の推進	
(16) 環境情報の発信・共有	
(17) パートナーシップの構築	

第1章 実行計画の基本的事項

1 計画の位置づけ

第二次清瀬市環境基本計画実行計画（以下「実行計画」という。）は、環境基本計画に定める環境像の実現を目指し、基本的施策および基本目標の達成に向けて、施策を確実に推進するための計画です。実行計画の基礎となる第二次環境基本計画は、平成28年3月に改定を行い、10カ年の計画として策定しました。実行計画は、第二次環境基本計画に沿って施策を展開します。

なお、実行計画の実効性を高めるため、市報やホームページ等を通じて広く市民、事業者にも周知し、各施策を推進、啓発をしていきます。

2 計画の期間

本計画は、平成28年度から平成30年度を計画期間としていた前実行計画の内容を引き継ぎながら、令和元年度から令和3年度までを計画期間とすることとします。

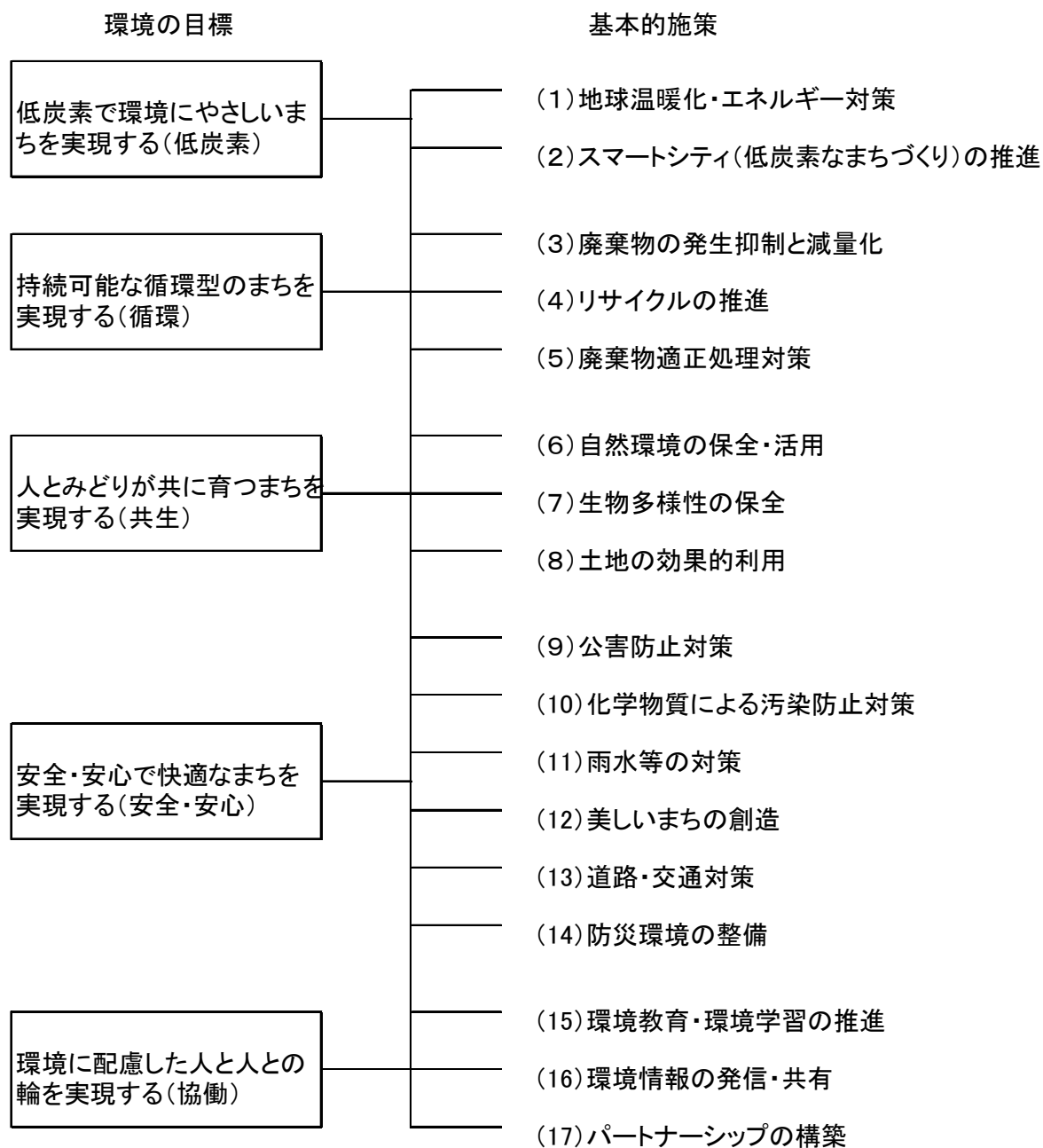
なお、実行計画は、社会情勢の変化や基本計画の改定などに合わせ、必要に応じて見直します。

3 計画の進行管理

環境基本計画の推進にあたっては、計画の進捗状況の確認、状況に応じた調整など、計画の実効性を確保するために、適切な進行管理を行う必要があります。本計画の進行管理として、PDCAサイクルを繰り返すことにより、事業の継続的な改善を図ります。

第2章 実行計画

1 施策体系



2 施策の展開

I 低炭素で環境にやさしいまちを実現する（低炭素）

＜施策の方向＞

市民、事業者、市が地球温暖化やエネルギー問題について共通の認識をもち、相互に協働・連携しながら、節電などの省エネルギー活動の普及・啓発に努め、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの普及を促進することによって、低炭素型のまちづくりを進める必要があります。

また、地球温暖化の進行を防ぐために温室効果ガス削減に取り組むことはもちろん、ヒートアイランド対策や都市型の洪水対策など既に起きている影響、あるいは起こり得る影響に適応していくことも必要となります。

（1）地球温暖化・エネルギー対策

◇普及・啓発

市報やホームページ等で、省エネルギー型製品等の環境に配慮した製品や省エネルギー手法等の情報提供を図ります。

番号	取組	元年度	2年度	3年度	担当課
1	省エネルギーに関する情報提供	市報・HP等による啓発年1回以上	⇒	⇒	水と緑の環境課

◇省エネルギーの推進

公共施設においては、冷・暖房に関して、省エネルギーを配慮した設定を図るとともに、市民・事業者等に対する奨励に努めます。

番号	取組	元年度	2年度	3年度	担当課
2	地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進	推進	⇒	⇒	水と緑の環境課

公用車の買い替え時等には低公害車・低燃費車の導入を図ります。

番号	取組	元年度	2年度	3年度	担当課
3	低公害車の導入	電動バイク導入（5台）	1台導入	1台導入	総務課

(2) スマートシティ（低炭素なまちづくり）の推進

◇普及・啓発

現状の太陽光発電設備・家庭用燃料電池の補助に加え、多様な省エネルギー機器の導入に対し補助ができるよう、補助金の見直しを行いながら、省エネルギー機器を推進します。

番号	取組	元年度	2年度	3年度	担当課
4	省エネルギー機器の導入支援	補助制度の見直し実施 助成件数60件	助成件数60件	助成件数60件	水と緑の環境課

II 持続可能な循環型のまちを実現する（循環）

<施策の方向>

大量生産、大量消費、大量廃棄といった私たちが普段無意識に送っている日常生活や事業活動について、「物を大切に作る心、もったいないと思う心」をもう一度考え直し、一人ひとりのレベルでごみを出さないライフスタイルの転換を進めます。

また、近年では都市景観の創出、緑化の推進、地球温暖化対策等のための、街路樹の整備が積極的に行われており、それに伴い排出される剪定枝の処理が問題となってきたことから、剪定枝や草木等を「ごみ」としてではなく、「循環資源」として有効活用する「みどりのリサイクル」を推進することで、「低炭素で環境にやさしいまち」、「人とみどりが共に育つまち」、「安全・安心で快適なまち」の実現にも資することができます。

（3）廃棄物の発生抑制と減量化

◇普及・啓発

市報やホームページ等でごみ問題の啓発、ごみ減量、資源化等に関する情報提供を行います。

番号	取組	元年度	2年度	3年度	担当課
5	ごみ減量、資源化等に関する情報提供	市報・HP等で情報提供（随時） 市報特集 年1回以上	⇒	⇒	ごみ減量推進課

◇家庭ごみの減量

清瀬市一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの発生抑制、減量化を促進します。

番号	取組	元年度	2年度	3年度	担当課
6	1人1日当たりの家庭ごみの排出量の減量	409 g	404 g	398 g	ごみ減量推進課

(4) リサイクルの推進

◇普及・啓発

情報提供のツールとして「ごみ分別アプリ」による情報提供を行っていきます。

番号	取組	元年度	2年度	3年度	担当課
7	広報活動の充実	ごみ分別アプリによる情報提供を継続 ダウンロード累計目標値7,300件	ダウンロード累計目標値7,500件	ダウンロード累計目標値7,700件	ごみ減量推進課

◇事業者との連携

ごみの資源化に向け、資源ごみ回収業者、資源化業者等の連携を図ります。

番号	取組	元年度	2年度	3年度	担当課
8	資源ごみ回収業者、資源化事業者との連携	資源物排出状況の把握と分別指導	収集体系の見直しと共に全市民へ分別の周知	新たな資源化向上の研究	ごみ減量推進課

◇リサイクルの推進

ごみの減量と資源循環の実現を目指すため、使用済み小型家電やインクカートリッジの回収業者等を通じて、市が主体となりリサイクルシステムの確立に向けた取り組みのさらなる推進を図り、資源化の向上に取り組んでいきます。

番号	取組	元年度	2年度	3年度	担当課
9	資源化率の向上	29.4%	29.9%	30.2%	ごみ減量推進課

(5) 廃棄物適正処理対策

◇普及・啓発

市報やホームページ等で、廃棄物の適正処理に関する情報提供を行い、啓発を図ります。

番号	取組	元年度	2年度	3年度	担当課
10	産業廃棄物の適正処理・不法投棄の防止	事業系廃棄物の減量化や適正処理の情報提供を行う	⇒	⇒	ごみ減量推進課

Ⅲ 人とみどりが共に育つまちを実現する（共生）

<施策の方向>

清瀬市は、武蔵野台地の東北部に位置し、昔から自然と農業が一体になった暮らしを育んできました。この昔ながらの暮らしは、雑木林、農地、屋敷林が一体となった個性豊かな景観の中に今なお継承されています。

しかし、これら豊かな自然環境も近年の都市化の波とともに変化してきています。清瀬市のみどりを次世代に引き継いでいくために、市民一人ひとりがみどりの役割や重要性を理解し、清瀬市のみどりを誇りに思い、守るために何が必要かを考えることが重要です。また、事業者、土地所有者や市はそれぞれの役割を明確にし、共にみどりを守る環境や仕組みを作っていく必要があります。

（6）自然環境の保全・活用

①水辺空間の整備

◇水質調査

市内河川の水質調査を継続し良好な水質を保つように努めます。

番号	取組	元年度	2年度	3年度	担当課
11	市内河川の水質調査	空堀川2か所、柳瀬川3か所を月1回調査実施 年1回まとめて公表	⇒	⇒	水と緑の環境課

◇積極的な支援

市民団体等が実施する河川清掃などのボランティア活動を積極的に支援します。

番号	取組	元年度	2年度	3年度	担当課
12	活動団体の支援	団体活動への人的支援や広報活動を支援	⇒	⇒	水と緑の環境課

◇水辺空間の利用

河川の水辺空間の有効利用を図り、河川に沿って連続した緑陰を作り、水辺レクリエーション拠点の形成に努めます。

番号	取組	元年度	2年度	3年度	担当課
13	管理用通路の緑化と親水性の向上	水辺環境保全のため、補修及び維持管理の実施	⇒	⇒	水と緑の環境課

◇親水空間の創出

多様な動植物が生息・生育できる水辺環境の創出に取り組みます。

番号	取組	元年度	2年度	3年度	担当課
14	親水スポットの整備 【東京都】	清瀬橋付近河川敷にせせらぎ公園のせせらぎを活用した親水スポットについて、東京都が基盤整備する	整備	整備	水と緑の環境課

◇都と近隣自治体との連携

河川やその周辺環境を保全するとともに、人と水とのふれあいの場や親水護岸の整備など、潤いや安らぎのある水辺空間の創出に向けて、都や近隣自治体と連携していきます。

番号	取組	元年度	2年度	3年度	担当課
15	水辺の親水整備 【清瀬市】	清瀬橋付近の河川敷を利用した公園について、清瀬橋付近整備懇談会の意見を取り入れ、東京都と連携しながら整備を進める	⇒	実施設計	水と緑の環境課

②緑の保全・活用・創出

◇普及・啓発

市報やホームページ等で、清瀬市みどりの環境を作る条例における建築行為時などの緑化義務について周知します。

番号	取組	元年度	2年度	3年度	担当課
16	緑化義務の周知	ホームページなどによる緑化義務の周知、啓発	⇒	⇒	水と緑の環境課

◇緑の保全・緑化

武蔵野を表現する雑木林、武蔵野の暮らしを象徴する屋敷林などの貴重な緑の保全に努めます。

番号	取組	元年度	2年度	3年度	担当課
17	保全・管理計画の方針・計画の策定	中里一丁目緑地の管理計画に基づく、萌芽更新の実施（4年計画3年目）	中里一丁目緑地の管理計画に基づく、萌芽更新の実施（4年計画4年目）及び新たな緑地の保全計画策定	新たな緑地の保全計画に基づく萌芽更新の実施	水と緑の環境課

番号	取組	元年度	2年度	3年度	担当課
18	生け垣助成	助成件数5件	助成件数5件	助成件数5件	水と緑の環境課

◇自然環境の維持・保全

雑木林を保全すべき地域を明確にし、保存樹林や緑地保全地区などの指定により自然環境の維持・保全に努めます。

番号	取組	元年度	2年度	3年度	担当課
19	特別緑地保全地区等の指定及び公有地化の推進	緑地の公有地化に向け、上位計画（東京都緑確保の総合的方針）への申請	せせらぎ公園の隣接する緑地、生産緑地の公有地化	⇒	水と緑の環境課

◇農業の推進

都市農業を理解してもらうため、市民向けに地場産野菜等を使用した料理講座や勉強会を実施するとともに、市民農園の利用者を対象とした園芸講習会を開催します。

番号	取組	元年度	2年度	3年度	担当課
20	市民を対象とした市内農業に親しんでもらう事業の実施	地場産野菜等を使用した、料理講座や勉強会等の実施。市民農園の利用者を対象とした園芸講習会を開催していく。	地場産野菜等を使用した、料理講座や勉強会等の実施。教育委員会と連携し、児童・生徒向けの農業体験と合わせて農業への知識の勉強会をしていく。	⇒	産業振興課

(7) 生物多様性の保全

◇生物が住みやすい環境の創出

生き物が住みやすい環境を創るため、河川敷の植生の保全・植栽など、よりよい環境づくりに努めます。

番号	取組	元年度	2年度	3年度	担当課
21	公園等における生き物の生息可能な環境の保全	生き物の生息環境を守るため、河川敷や大きな公園の管理作業時、自然保護団体の立ち合いを実施	⇒	⇒	水と緑の環境課

◇生物多様性地域戦略の策定

生物多様性の保全及び持続的な利用を推進するため、「生物多様性基本法」で策定が求められている「生物多様性地域戦略」の策定について検討します。

番号	取組	元年度	2年度	3年度	担当課
22	「生物多様性地域戦略」の策定	清瀬市みどりの基本計画改訂に取り入れ策定を進める	⇒	推進	水と緑の環境課

(8) 土地の効果的利用

◇地域特性を活かした住環境

地区計画を策定し、適切に運用していくことで、地域特性を活かしたまちづくりの推進を図っていきます。

番号	取組	元年度	2年度	3年度	担当課
23	地域特性を活かしたまちづくりの方向性	—	—	東3・4・15の2号線沿道地区計画（2期以降）の検討	まちづくり課

◇ふれあい農業の推進

農業を活性化するには、農産物の販売促進が必要であり、農業まつり等のイベントによる周知活動及び直売所マップの配布等に努めます。

番号	取組	元年度	2年度	3年度	担当課
24	新鮮で安全・安心な野菜販売の促進	料理講座等のイベントで清瀬市産の野菜を使用。地場野菜の販売等を行う際は市報等の活用し市民に幅広く周知する。	前年度同様の周知をしていくとともに、農畜産物のマップの作製を進めていく。	令和元年度の計画を実施していく。また農畜産物マップを完成させ、地産地消の推進を図っていく。清瀬市産の地場野菜への理解を深めてもらうために、料理講座以外の各種イベントでの清瀬市産の野菜を使用・販売を促す。	産業振興課

◇地元農業の活用

清瀬駅南口方面やスーパー等の少ない地区における地場農産物の販売促進と PR に努め、地元農業の活性化と市民生活の向上に努めます。

番号	取組	元年度	2年度	3年度	担当課
25	地産地消の推進	清瀬駅南口方面や中里地域市民センター等で実施している地場農産物の販売・PR等の充実を図る。	市報掲載やHP等の広報媒体を活用したPRを行うとともに、継続実施ができるよう目指す。	引き続きPRを行うとともに、更なる地産地消への拡充方法の検討を目指す。	産業振興課

②公園の整備

◇公園の緑化

公園の緑を守るため策定された「公共施設のみどりの管理方針」に基づき、植生管理に努めます。

番号	取組	元年度	2年度	3年度	担当課
26	市有林や公園などの「公共施設のみどりの管理方針」に基づく計画的な剪定の実施	策定された管理方針に基づく計画的な剪定を実施	⇒	⇒	水と緑の環境課

◇地域の特性を活かした公園整備

市民の声を参考にして、地域の特性を活かした公園整備を推進するよう努めます。

番号	取組	元年度	2年度	3年度	担当課
27	地域の特性を生かした公園整備	既存の花木を利用した(仮称)花のある公園整備のための測量及びワークショップを開催する	(仮称)花のある公園整備のための実施設計	(仮称)花のある公園整備	水と緑の環境課

◇ネットワークの形成

緑の軸をもとにして、公園、水辺、ポケットパークなどを歩道によって、市内を循環する「緑の散歩道」を形成し、魅力的な資源を結ぶネットワークの整備に努めます。

番号	取組	元年度	2年度	3年度	担当課
28	柳瀬川回廊事業の推進	起点表示看板設置（梅坂橋付近）	柳瀬川回廊事業推進	柳瀬川回廊コース整備の検討	水と緑の環境課

◇公園の適正配置

市内において、公園の少ない地区など、偏りを解消するとともに、公園の統廃合やオープンスペースの確保など公園の適正配置に努めます。

番号	取組	元年度	2年度	3年度	担当課
29	公園の計画的な再整備	既設公園配置図を基に、公園不足区域を抽出	公園不足地域の状況確認	公園不足地域の公園整備検討	水と緑の環境課

IV 安全・安心で快適なまちを実現する（安全・安心）

<施策の方向>

市民が健康で安全かつ快適に暮らせる地域社会を実現するためには、大気汚染、有害化学物質、騒音などの公害から、生活環境の確保、地域特有の自然資源や文化資源を十分に活用した清瀬らしい景観・美観の維持、向上、さらに快適で安全な道路・交通環境の確保などが必要です。

また、東日本大震災を契機として防災意識が高まるなか、誰もが安全で安心して暮らせるよう、市民、事業者、市、関係機関がそれぞれの役割と責任のもとに相互に協働・連携して災害に強いまちづくりを推進していく必要があります。

（9）公害防止対策

◇普及・啓発

市報やホームページ等で、市民の生活環境に関する意識の向上、生活マナーの向上に向けた啓発を行います。

番号	取組	元年度	2年度	3年度	担当課
30	市民の生活環境に対する意識の向上	市報・HP等で情報提供年1回以上	⇒	⇒	水と緑の環境課

◇調査

大気汚染、騒音・振動調査等を継続し、環境調査の充実を図るとともに、緊急時の対応の周知など、市民の安全対策を推進します。

番号	取組	元年度	2年度	3年度	担当課
31	大気、騒音、振動等の定期調査	定期測定と公表の実施市報・HP等で年1回公表	⇒	⇒	水と緑の環境課

◇指導

事業所・建設現場からの騒音・振動・悪臭については、事業者による自主的な環境負荷低減を促進するとともに、法令や条例等に基づいた規制・指導を行い、事業者からの発生する環境負荷の低減を図ります。

番号	取組	元年度	2年度	3年度	担当課
32	法令や条例等に基づいた規制・指導	個別調査及び事業者への指導	⇒	⇒	水と緑の環境課

◇自動車使用抑制の普及・啓発

市報やホームページ等で、市民・事業者に自動車から公共交通機関、徒歩や自転車への移動手段の転換を促進します。

番号	取組	元年度	2年度	3年度	担当課
33	市民、事業者に移動手段の転換を促進	市民・事業者から公共交通機関、徒歩や自転車への移動手段の転換を促進する	⇒	⇒	水と緑の環境課

(10) 化学物質による汚染防止対策

◇適正管理・指導

適正管理化学物質の取扱事業者への規制・指導を行います。なお、対象事業者には毎年定期的に適正管理化学物質の使用量等の報告を求め、より安全な化学物質への転換や排出量の削減等を促します。

番号	取組	元年度	2年度	3年度	担当課
34	化学物質の適切な管理の規制・指導	毎年定期的に適正管理化学物質の使用量等の報告より安全な化学物質への転換や排出量の削減等の指導	⇒	⇒	水と緑の環境課

(11) 雨水等の対策

◇雨水管の整備

道路冠水を防ぐため、雨水管整備及び枝線接続を行っていきます。

番号	取組	元年度	2年度	3年度	担当課
35	柳瀬川右岸第8-1排水区浸水対策事業	雨水幹線実施設計	試掘調査・他企業管移設	雨水幹線整備	下水道課

(12) 美しいまちの創造

◇地域の自然環境との調和

事業中である都施行路線の沿道環境の協議及び要望を行います。

番号	取組	元年度	2年度	3年度	担当課
36	都市計画道路施行による取組(東3・4・15の2号線)	協議及び要望の実施	⇒	⇒	まちづくり課

周辺環境と調和した新庁舎を建設します。

番号	取組	元年度	2年度	3年度	担当課
37	公共施設建設事業による取組(新庁舎建設)	周辺環境へ配慮を行いながら、新庁舎建設工事を開始する	⇒	一部供用開始後、工事を継続し、外構整備工事を完了する	新庁舎建設室

◇ボランティア活動の支援

地域で行う清掃・美化活動などのボランティア活動を支援します。

番号	取組	元年度	2年度	3年度	担当課
38	地域の美化活動の推進	アドプトシステムへの取組支援の継続。市内一斉清掃の取組継続	⇒	⇒	ごみ減量推進課

◇放置自転車対策

放置自転車の撤去等の対策により、放置自転車の解消を図ります。

番号	取組	元年度	2年度	3年度	担当課
39	放置自転車の解消	特に駅周辺の道路上（歩道含む）にある自転車等に対し注意喚起をするとともに、悪質な放置自転車等を保管場所へ移送	⇒	⇒	道路交通課

(13) 道路・交通対策

◇幹線道路の整備

幹線道路の未整備路線については、沿道地域の特性や住環境に配慮して、騒音などの環境対策を進めながら整備に努めます。

番号	取組	元年度	2年度	3年度	担当課
40	工事に伴う公害防止の推進	市道 0103 号線舗装打換工事	市道 1159 号線舗装打換工事	市道 0110 号線舗装打換工事	道路交通課

◇自転車利用の推進

環境負荷のない自転車の利用を推進し、自転車と歩行者がお互いに安全で快適に通行できるように対策に努めます。

番号	取組	元年度	2年度	3年度	担当課
41	自転車が安全に移動しやすい環境整備	「自転車ナビライン」の設置やマナーを促す「看板」等の設置を進め、自転車と歩行者が共存できる走行空間の確保に努める	⇒	⇒	道路交通課

◇バスによるネットワークの形成

コミュニティバス「きよバス」の運行体制等を検討します。

番号	取組	元年度	2年度	3年度	担当課
42	コミュニティバス「きよバス」の運行体制等を検討する	2ルート・365日・24便運行・乗降調査・事業検証・運賃改定・電子マネー導入	⇒	⇒	道路交通課

◇歩行者に配慮した道路

既存道路の改修などの際には、バリアフリーに配慮した段差のない歩道の整備に努めるとともに、安全な歩行空間の維持・管理を推進します。

番号	取組	元年度	2年度	3年度	担当課
43	歩道のバリアフリー化	市道0210号線道路実施設計	市道0210号線道路整備工事	—	道路交通課

(14) 防災環境の整備

◇防災活動拠点の強化

自治会やマンションの管理組合等に対して、地域防災力を強化するため自主防災組織の登録を呼びかけていきます。

番号	取組	元年度	2年度	3年度	担当課
44	自主防災組織の拡充	自主防災組織 (21 団体)	自主防災組織 (24 団体)	自主防災組織 (27 団体)	防災防犯課

◇ライフラインの確保

災害時に避難所となる学校のトイレが、断水により使用できなくなった場合に備え、マンホールトイレを設置します。

番号	取組	元年度	2年度	3年度	担当課
45	災害用マンホールトイレの整備	1 校 (計 13 校)	—	—	防災防犯課

災害用食糧を備蓄し、災害時に備えていきます。

番号	取組	元年度	2年度	3年度	担当課
46	防災拠点の防災性の向上	災害用食糧 備蓄完了 (9万食 9万ℓの水)	更新	⇒	防災防犯課

V 環境に配慮した人と人との輪を実現する（協働）

<施策の方向>

本市の豊かな環境を将来にわたって維持、向上させ、持続可能な社会を構築していくためには、市民一人ひとりが地域の環境について学び、理解を深めること、さらには、環境に配慮した行動ができる人材を育成していくことが重要です。

環境教育・環境学習の機会を充実させ、市民一人ひとりが環境問題について自ら考え、自主的な環境配慮行動の実践につなげていくことはもちろんのこと、市、市民、事業者、環境保全団体などがそれぞれの立場で活動するとともに相互に協働・連携し、人と人との輪を実現する必要があります。

(15) 環境教育・環境学習の推進

◇生涯学習の推進

子供から大人まで市民みんなが学べる、生涯学習における環境学習の充実を図るよう努めます。

番号	取組	元年度	2年度	3年度	担当課
47	5R 講座の開催	ごみ処理施設 見学会（三多摩は一つなり交流事業）実施。 出前講座開催による地域住民への周知啓発。	⇒	⇒	ごみ減量推進課

◇市民参加の構築

学校において、学習指導要領に基づき、小学校、中学校等それぞれの発達段階に応じた環境教育を行う中で、外部人材団体、施設等の活用・連携の推進を図ります。

番号	取組	元年度	2年度	3年度	担当課
48	外部人材団体、施設等の活用・連携の推進	小学校第4学年社会科学学習内容に基づく社会科学見学（柳泉園やリサイクルセンターへの訪問）	⇒	⇒	指導課

◇教材の活用

学校教育において、副読本などの教材を活用し、環境教育を推進するよう努めます。

番号	取組	元年度	2年度	3年度	担当課
49	小中学校における環境教育活動	各教科・領域等において実施	⇒	⇒	指導課

◇環境リーダー

「きよせの環境・川まつり」などのイベントで、より多くの人に環境について学習してもらえるよう、市内環境ボランティア団体と協力・連携していく。

番号	取組	元年度	2年度	3年度	担当課
50	環境学習の推進	「きよせの環境・川まつり」などのイベントでの協力体制の拡充	⇒	⇒	水と緑の環境課

(16) 環境情報の発信・共有

◇情報の提供

放射性物質について、市民に正しい情報を提供するため、市内1カ所で月1回定点測定を行い、その結果をホームページで公表します。

番号	取組	元年度	2年度	3年度	担当課
51	空間放射線量の定期測定	月1回、市内1カ所で空間放射線量測定を行い、測定結果をHPで公表。	⇒	⇒	水と緑の環境課

(17) パートナーシップの構築

◇環境保全活動支援

市民や市内の環境保全団体等の活動内容のPRや市民の環境意識の向上を目的とした、「きよせの環境・川まつり」を継続的に実施していきます。

番号	取組	元年度	2年度	3年度	担当課
52	きよせの環境・川まつりの開催	「環境保全の主役は私たちである」ことを市民や事業者等が認識し普及・啓発する	⇒	⇒	水と緑の環境課

◇情報の発信

本市の実施している大気・水質・騒音の各環境調査の結果について、年1回「環境調査の概要」としてまとめ、ホームページ等で公表します。

番号	取組	元年度	2年度	3年度	担当課
53	環境調査の概要	市の環境施策の実施状況及び環境測定状況報告書作成年1回公表	⇒	⇒	水と緑の環境課

◇市民・専門家の声

市の環境施策、環境問題、環境基本計画の実施状況等について審議していただく「清瀬市環境審議会」を開催します。

番号	取組	元年度	2年度	3年度	担当課
54	環境審議会の開催	市の環境施策、環境問題、環境基本計画実行等について、審議会を実施、年1回～2回開催	⇒	⇒	水と緑の環境課

清瀬市

第二次清瀬市環境基本計画 実行計画

令和元年6月策定

清瀬市都市整備部水と緑の環境課